

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教育実践学コンピテンシー・チェック実施要項

令和4年7月6日

代議委員会決定

最近改正 令和6年6月5日

(目的)

第1条 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（以下「研究科」という。）の学生が、教育実践学に関する研究を行い、教育（指導）することのできる研究者として資質・能力を身に付けたうえで修了できるよう、本学の組織的かつ体系的な教育・研究指導を通じて修得すべき教育実践学コンピテンシーの修得状況及び自身の研究の進捗状況等を確認することを目的とする。

(実施時期・方法等)

第2条 学生と主指導教員で、次のとおりの方法等で実施する。

- 1 4月1日付けで研究科に在学している学生は、当該年次の4月末日までに「教育実践学コンピテンシー・チェックシート（別紙）（以下「チェックシート」という。）」を電子ファイルとして作成し、主指導教員に提出する。
また、4月1日付で研究科を休学している学生は、復学する月の末日までにチェックシートを電子ファイルとして作成し、主指導教員に提出する。
- 2 ただし、4月1日付けで在籍している学生の提出基準日を4月1日、4月1日付けで休学している学生の提出基準日を復学日と定め、前回の提出基準日からの期間が3ヶ月以内の場合はチェックシートの提出を要しないものとする。
- 3 チェックシートの記入に際して、振り返りの対象とする期間は前回の提出基準日から今回の提出基準日までの期間、目標設定の対象とする期間は今回の提出基準日から次回の提出基準日までの期間とする。
- 4 主指導教員は、学生からチェックシートの提出があった日の翌月末までに修得すべき資質・能力の修得状況及び研究の進捗状況等を確認し、必要に応じて副指導教員等と情報共有を行い、また、必要に応じて指導等を行い、チェックシートを学生に返却するとともに、電子ファイルのコピーを兵庫教育大学連合大学院チームに提出する。
- 5 主指導教員は、学生の課程修了又は退学時に最終確認を行い、チェックシートに所見を記載し、記載したファイルを学生に渡すとともに、電子ファイルのコピーを兵庫教育大学連合大学院チームに提出する。

(その他)

第3条 修学状況等に応じて、チェックシートの内容に変更等が生じる場合は、主指導教員等に相談の上、内容を変更し、学生と関係教員等で情報共有を行うこととする。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施について必要な事項は研究科長が定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年7月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。